

霞ヶ浦地区 27 号岸壁改良工事にかかる
価格調査業務委託 仕様書

1. 適用

この仕様書は、四日市港管理組合（以下、「甲」という。）が業務委託に付す、霞ヶ浦地区 27 号岸壁改良工事にかかる価格調査業務委託に適用する。

2. 調査の目的

この調査は甲が行う霞ヶ浦地区 27 号岸壁改良工事における予定価格算出のための基礎資料を得ることを目的とする。

3. 調査の方法

本業務委託受託者（以下「乙」という。）は自らが定めた手順により調査を実施し、調査品目ごとの価格を求めるものとする。また、必要に応じて乙の判断により調査対象業者を拡充し、調査を実施するものとする。なお、乙が本業務委託と同様の価格調査を過去に行っている場合、調査結果の比較を行い、価格設定すること。

4. 調査品目及び規格

別添「単価調査材料等一覧表」及び「図面」による。なお、消費税相当額は含まないこと。

5. 調査報告書（成果品）

調査報告書は A4 版 2 穴式パイプファイルに A4 版製本と電子データ（形式は別途協議）を CD-R に収め、各 1 部提出すること。

見積り結果の速報値について、令和 8 年 3 月 6 日までに報告すること。

6. 調査基準及び条件

乙自らが定めた調査の基準及び条件に準拠すること。

7. 業務委託期間

契約の日から 70 日間とする。

8. 打合せ・協議

本業務の実施にあたり、乙は甲と適宜打合せ・協議を行うものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合は、甲・乙双方で協議のうえ決定するものとする。

9. 調査員

(1) 乙は、本業務の遂行にあたる担当者を定め、甲に通知するものとする。また、乙は、担当者の中から本業務の遂行上の管理を行う実施責任者を定め、甲に通知しなければならない。

(2) 甲が実施責任者、担当員を不適当と認めた場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

10. 守秘義務

乙は、本業務の遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

11. 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

12. 不当介入を受けた場合の措置

(1) 乙は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 乙が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、四日市港管理組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第5条の規定により四日市港管理組合物件の買入れ等資格（指名）停止措置要領に基づく入札参加資格（指名）を停止する措置を講じる。

13. その他

本業務委託の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲・乙双方で協議のうえ決定する。